様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　 　　　2024年10月21日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）ぴゅあろんほーるでぃんぐすかぶしきがいしゃ  一般事業主の氏名又は名称 ピュアロンホールディングス株式会社  （ふりがな）なかじまひでとし  （法人の場合）代表者の氏名 中島　秀敏  住所　〒970-1144  福島県いわき市好間工業団地１番３７  法人番号　3380001033677  　情報処理の促進に関する法律第３１条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | DX推進への取り組み | | 公表日 | 2024年10月17日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ピュアロンホールディングス株式会社HP  https://pureron-holdings.co.jp/sustainability\_att\_dx.html | | 記載内容抜粋 | 経営ビジョン  当社は、「世界最高レベルのものづくりを通して常に新たな価値を創造し、社会や人々の豊かな生活に貢献すること」を企業理念に掲げ、デジタル技術を積極的に活用し企業の成長と社会への貢献を両立させる企業であり続けます。  １．環境  地球環境の保全を最重要課題と認識し、企業活動のすべての面で健全な地球環境の保全を最優先に考えた事業運営を行います。  ２．生産性  生産性向上や業務の効率化を通じて、お客様や社会のニーズを的確に捉えた企業活動を展開し、持続的な成長を実現します。  ３．品質  新しい技術を高レベル製品として形にし、社会課題の解決に貢献することで、社会に対する責任を果たします。  ４．健康とワークライフバランス  職員の健康増進に努め、安心して家庭と仕事を両立できる環境を提供することで、働きやすさと健康寿命を延ばすことを目指します。  ５．地域貢献  地域に根ざす企業として、地域住民や自治体との連携を強化し、活気ある地域づくりに貢献します。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 取締役会で承認を得た内容を公表しています。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | DX推進への取り組み | | 公表日 | 2024年10月17日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ピュアロンホールディングス株式会社HP  https://pureron-holdings.co.jp/sustainability\_att\_dx.html | | 記載内容抜粋 | DXにおける戦略  1. 環境  環境面におけるDX戦略として、地球環境保全と持続可能な事業活動の実現を目指し、エネルギー使用の「見える化」を推進します。これにより、設備ごとのエネルギー消費や使用パターンを詳細に把握し、このデータの活用により、エネルギー消費の無駄を最小限に抑え、効率を最大化するとともに、環境への負荷軽減に寄与します。  2. 生産性と品質  製造現場における情報の一元化と可視化を通じて、製造履歴、設備メンテナンス記録や修理データ、品質データ等を連携させ、統合的管理を行い、迅速かつ的確な状況把握と意思決定を実現します。さらに、データ活用により、最適な保全を実施し設備稼働率の向上や品質管理の強化を図り、生産性と品質向上を達成いたします。また、従業員の暗黙知を形式知化し、知識を組織全体で共有することで、業務を効率化し、迅速な問題解決や改善活動を推進します。  3. 健康とワークライフバランス  労働時間や作業負荷データを収集分析し、労働時間を管理します。また従業員の勤務状況やストレスレベルをモニタリングすることや、定期的な健康状態のチェックやアンケート調査データを分析活用することにより、業務の負荷分散や業務プロセスの見直しを進め、労働時間の短縮とストレスの軽減を図ることで、従業員の健康維持とワークライフバランスの向上を実現します。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 取締役会で承認を得た内容を公表しています。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ピュアロンホールディングス株式会社HP  https://pureron-holdings.co.jp/sustainability\_att\_dx.html | | 記載内容抜粋 | 体制  DX推進責任者：代表取締役社長（DX戦略の策定と推進）  DX推進チーム：DX部（DXプロジェクトの実行や管理）  各部門の担当者：部門リーダー及びサブリーダー（部門ごとのDXニーズの収集及びデジタル化推進サポート）  外部パートナーやコンサルタント：専門的な知識や技術支援によりDX推進のサポート  ＤＸ人材育成計画  ＤＸ推進に必要な人材の育成と確保に関し、ナレッジマネジメントシステムを活用し、従業員のスキル向上を図るとともに、ＤＸ関連の研修を実施します。また、外部パートナーや専門家と連携し、プロジェクトを強化し、さらに、デジタル分野の人材採用を積極的に進め、社内チームを拡充していきます。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ピュアロンホールディングス株式会社HP  https://pureron-holdings.co.jp/sustainability\_att\_dx.html | | 記載内容抜粋 | ITシステム、デジタル技術活用の環境整備  １．ネットワークインフラの強化  ・高速で安定したインターネット接続の導入  高速かつ安定したインターネット接続を確保することで、すべてのシステムやデジタルツールがスムーズに連携し、業務の効率化を図ります。  ・ネットワークセキュリティの強化  データの保護とシステムの安全性を確保するため、ファイアウォールやVPNなどのセキュリティ対策を導入し、サイバー攻撃や不正アクセスからの保護を強化しています。  またウィルスセキュリティーソフトを導入し、マルウェアやウィルスからシステムを守ります。  さらに、統合脅威管理（UTM）ソリューションを導入し、複数のセキュリティ機能を一元的に管理しています。  2. データ管理とバックアップ  バックアップの対象を特定し、方法、保管先、頻度を規程し、適切な情報管理を徹底しています。また、クラウドサービスを利用してバックアップを実施する際には、次の点を確認しています  ・サービス要件の確認  ・サービス提供者のサービス利用約款および情報セキュリティ方針が当社の情報セキュリティ規定に適合しているか  ・当社事業所のある地域で発生する震災、水害などの影響を受けない地域の施設であるか |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | DX推進への取り組み | | 公表日 | 2024年10月17日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ピュアロンホールディングス株式会社HP  https://pureron-holdings.co.jp/sustainability\_att\_dx.html | | 記載内容抜粋 | 戦略達成状況に係る指標   1. CO2排出量の削減2030年までに42％減   環境面のDX戦略を通じたエネルギー使用の「見える化」により、エネルギー消費の無駄を削減し、効率化を進めることで、CO2排出量の大幅な削減を目指します。   1. メンテナンス計画遵守率（20％）   生産性と品質のDX戦略に基づき、製造現場におけるメンテナンスデータの統合管理と活用を通じて、保全計画の遵守と最適化を促進し、設備稼働率の向上を実現します。   1. 有給休暇取得率（90%）   健康とワークライフバランスのDX戦略に基づき、労働時間管理や作業負荷の分散を進め、労働時間の短縮やストレスの軽減を図ることで、有給休暇取得率の向上を目指します。 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2024年10月17日 | | 発信方法 | ピュアロンホールディングス株式会社HP  https://pureron-holdings.co.jp/sustainability\_att\_dx.html | | 発信内容 | DX推進の基本方針  当社の企業理念である「世界最高レベルのものづくりを通して常に新たな価値を創造し、社会や人々の豊かな生活に貢献すること」を実現するためには、デジタル技術の積極的な活用が不可欠です。これを踏まえ、当社は以下の基本方針に基づき、デジタルトランスフォーメーション（DX）を推進します。  製造プロセスの革新：デジタル技術を駆使して製造プロセスの革新を図り、効率的で高品質な製品の提供を実現します。  業務の効率化：デジタル化により業務の効率化を推進し、迅速かつ正確な業務遂行を実現します。  新たな価値の創造：最新のデジタル技術を活用して、常に新たな価値を創造し、社会や人々の生活を豊かにする製品とサービスを提供します。  2024年10月17日  ピュアロンホールディング株式会社  代表取締役　中島　秀敏 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2023年11月頃　～　2024年10月頃 | | 実施内容 | 「ＤＸ推進指標自己診断フォーマット」による自己分析を行い、自己診断結果を「DX推進指標　自己診断結果入力サイト」に提出しました。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2023年11月頃　～　2024年10月頃 | | 実施内容 | 2024年10月4日にSECURITY ACTIONの２つ星を宣言しました |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。